

## 「消費者委員会 食品表示部会 第6回加工食品の表示に関する調査会 資料」

## に関するコメントペーパー

日本生活協同組合連合会  
品質保証本部  
安全政策推進部  
鬼武一夫

## 1. 加工食品に関する用語の整理について(案) …資料1

全体的なコメント

- ・ 用語の整理については、まず、用いられてきた背景・用いられている関連法令などについてのレビューが必要であろう。また、それらの関連性に関して影響を及ぼすことがないか、注意しなくてはならない。
- ・ 事例はこれだけなのか。更なる例、存在する例をできるだけ多く示すべきであろう。
- ・ 海外との輸出入を予想し、国際的な定義も考慮すべきと考える。

※ なお、用語の整理に関するコメントは先日の第4回生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会(5/12)でも同様の意見を出させていただいた。

個別のコメント

## (4ページ) 食品表示基準における用語の使用に関する考え方について①

## ●用語の整理の基本的方針に関して :

- ・ 整理を検討している用語のそれぞれについて、用いられてきた背景・用いられている関連法令などについてのレビューが必要であろう。このレビューは用語の合理的な整理に当たって必要である。
- ・ また消費者の理解しやすさ、誤解を与えないことも考慮されるべきであろう。

## (4ページ) 食品表示基準における用語の使用に関する考え方について①

(ア) 異なる用語(用語Aと用語B)が類似の意味を表している場合 → 使い分けを含めて検討  
例: 「水産物」「鮮魚介類」に関して :

- ・ 更なる例、存在する例をできるだけ多く示すべきであろう。
- ・ 食品衛生法において、“店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業は魚介類販売業である。”とされる。

## (4ページ) 食品表示基準における用語の使用に関する考え方について①

(イ) 異なる用語(用語Aと用語B)が同じ意味を表している場合 → 用語をどちらかに統一  
例: 「食品添加物」「添加物」に関して

- ・ 弊会において食品添加物および添加物の用語について調べてみた。

- 食品衛生法第4条第2項において“添加物”の用語が規定されている<sup>1</sup>。
  - 食品表示法の第2条において、「食品衛生法第4条第2項において規定する“添加物”という記述が行われている、また第4条第1項において、表示されるべき事項の一つに“添加物”が挙げられている。
  - 現行の加工食品品質表示基準等においては、“食品添加物”という用語が用いられているが、これについての定義は示されていない、また“食品添加物”が食品衛生法第4条第2項において規定されている“添加物”のことを言っているのかも示されていない。
  - 食品衛生法第21条において、食品添加物公定書が言及され、“食品添加物”という用語が用いられているが、“食品添加物”と“添加物”との関係についての言及はない。
  - なお、“添加物”には、様々な添加物が存在する（例えば“飼料添加物”）ので、食品に関する法律が定義の部分において食品に特化した“添加物”に言及している場合には、“食品添加物”を用いるべきであろう。因みに、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律は、定義において“飼料添加物”の用語を用いている。
  - いずれにしても、現在の法律間で、用語“食品添加物”と“添加物”の統一性および相互言及性はない。
  - コーデックスの食品添加物一般原則(CODEX STAN 192-1995)においては、“food additive”が定義され、また“additive”の言葉も用いられている。しかしながら、その他の規格、例えば事前包装食品の表示に関する一般規格(CODEX STAN 1-1985)においては、“food additive”の言葉のみが用いられている。
  - EUの食品添加物に関する規則(EC) No 1333/2008においても、“food additive”が定義され、また“additive”の言葉も用いられている。しかしながら、その他の法律、例えば消費者に対する食品情報の提供に関する規則 No 1169/2011においては、“food additive”の言葉のみが用いられている。
  - 従って、国際的には、“食品添加物”を規定、もしくは定義する法律においては、“添加物”という言葉が用いられるが、“食品添加物”を他の食品関連の法律が言及する場合には、“添加物”ではなく、“食品添加物”となっている。
- ・新しい品質表示基準において、“食品添加物”という用語が用いられる場合は、食品衛生法における定義が定められるべきであろう、あるいは“食品添加物”とは食品衛生法第4条第2項において規定する“添加物”のことを言っていることが、品質表示基準の中で明確に示されるべきであろう。
  - ・一方、食品に特化した法律において言及される“添加物は、食品添加物以外の添加物ではないから、あえて食品添加物と言わなくてもよい”という考え方もあろう。
  - ・“添加物”、“食品添加物”に関しては、今回の課題ではないが、その定義の内容を国際的なものにすべきであろう。英語の翻訳文から一層その必要性が感じられる。

※ 日本法令外国語訳データベースシステム - [法令本文表示] - 食品衛生法 (Japanese Law Translation)

The term “additives” as used in this Act shall mean substances which are used by being added, mixed or infiltrated into food or by other methods in the process of producing food or for the purpose of processing or preserving food.

[この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤するものをいう。]

- ・更なる例、存在する例をできるだけ多く示すべきであろう。

#### (4 ページ) 食品表示基準における用語の使用に関する考え方について①

(ウ) 同じ用語が異なる意味を表している場合 → 意味をどちらかに統一

例：「食肉」(JAS 法の「食肉」は、食品衛生法の「食肉製品」と「食肉」のどちらも示す意味を持つ点で、食品衛生法の「食肉」より広い意味を有する。) に関して：

- ・「食肉」と「食肉製品」の定義に関して、JAS 法と食品衛生法の定義の比較表を作って検討すべきであろう。同時に、参考として、その他の機関等の定義も示すべきである。
- ・今後、食肉の海外からの輸入が増加することを予想し、国際的な「食肉」と「食肉製品」に関する定義を考慮すべきであろう。

<sup>1</sup>食品衛生法第4条第2項では、「添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するものをいう。」と定義している。

「食肉」と「食肉製品」の定義

	JAS 法	食品衛生法	その他の機関
食肉	(品質表示基準に見当たらず)	鳥獣の生肉（骨および臓器を含む）。 生肉にパン粉を付したとんかつ材料等。 あぶり等で羽毛除去の目的で行われたもので、生の状態が保存されているもの。 味付け肉なども含まれる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食肉」とは、食用に供される獣鳥（海獣を除く）の生肉（骨及び臓器を含む）をいう（公正競争規約）。</li> <li>・ヒトの摂取を意図した、あるいはヒトの摂取に関して安全であり、かつ適切と判断された、ある動物のすべての部分（コーデックス、CAC/RCP 58-2005）。</li> <li>・野生の状態以外で屠畜されたバッファロー、ラクダ、牛、しか、山羊、野ウサギ、豚、家禽、ウサギまたは羊；もしくはヒトの摂取に関して認められたその他のすべての動物の枝肉の全体、あるいは部分（オーストラリア・ニュージーランド、User guide to Standard 2.2.1）</li> </ul>
食肉製品	加工食肉製品（ハム類、ソーセージ類、ベーコン）、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品（つくだ煮、かすづけ肉、ペースト類、肉のエキスなど）をいう。	ハム、ソーセージ、ベーコンその他これに類するものをいい、缶詰・瓶詰や冷凍したものも含む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・processed meat の定義は、smoking, drying, salting, curing, fermenting, pickling, cooking, forming を含む（オーストラリア・ニュージーランド、User guide to Standard 2.2.1）</li> <li>・processed meat は、非加熱処理食肉カットおよび加熱処理食肉カットに関する様々な処理を含む（コーデックス、CODEX STAN 192-1995）。</li> </ul>

・更なる例、存在する例をできるだけ多く示すべきであろう。

(5 ページ) 食品表示基準における用語の使用の考え方について②

● (ア) 【使い分けを含めて検討】の整理の考え方に関して :

・具体的な事例を挙げて説明すべきであろう。

(5 ページ) 食品表示基準における用語の使用の考え方について②

● (イ) 【用語をどちらかに統一】と (ウ) 【意味をどちらかに統一】の整理の考え方に関して :

・具体的な事例を挙げて説明すべきであろう。

・「…世間でより認知されていると思われる用語や一般的になじみのある用語に整理する。」と述べられているが、消費者に理解されやすいこと、消費者を誤認させないこと、関連事業者への影響の可能性、国際的な用語の定義等を考慮に入れることも必要であろう。

(7 ページ) 食品表示基準における用語の整理 (具体例)

「(ウ) 同じ用語が異なる範囲の意味を表している場合 → 意味をどちらかに統一」に関して :

- ・食品衛生法上で「食肉」に該当する味付け肉などを「食肉製品」と定義を変えることにより、食肉販売業者がどのような影響を受けるかを検討すべきであろう。
- ・食肉販売業者が、更に食肉製品製造業の営業許可を必要とするものにならないか。つまり、提案された整理になると、食肉販売業者が扱える生肉にパン粉を付したとんかつ材料、味付け肉等が、食肉製品製造業の営業許可を必要とするハム、ソーセージ、ベーコンその他、これに類するものと同じ分類になるからである。

## 2. 表示レイアウト及び文字の大きさについて(案)… 資料 2

### 全体的なコメント

- ・ 表示レイアウト及び文字の大きさについては第 4 回加工食品の表示に関する調査会（3/20）より議論が進められているが、現行のルール（表示レイアウト）、商品の実態の分析とレビューが必要なのではないか。
- ・ 表示レイアウトについて、この調査会では JAS 法で規定されるレイアウトについて決めようとしているが、栄養表示に係るレイアウトに関してはいままでも義務事項ではなかったことから、新たに加えられることになる。表示全体のスペースを考えると、JAS 法で規定されるレイアウト、栄養成分表示に係るフォーマットならびにそれら文字サイズなど最初に決めないとバランスを欠いた議論になってしまう。
- ・ 表示可能面積が 30cm<sup>2</sup>以下の表示に関して議論が進められようとしているが、提案の実行性を確認するため、まずはどのような商品群が流通しているのか、また、今回の提案項目がもれなく書ききれぬのか確認しなくてはならない。

### 個別のコメント

(3 ページ) 新基準の考え方 (案)

#### 1 考え方

- (1) 表示のレイアウトについては、3 法を統合するに当たり、食品衛生法には規定がないので、JAS 法及び健康増進法の考え方を引き継ぐ。
- (2) JAS 法で規定されるレイアウトについては、平成 16 年 12 月に「わかりやすい表示方法について」（食品の表示に関する共同会議報告書）の取りまとめ、平成 18 年 8 月に加工食品の表示方法等に係る見直しが行われ、一括表示の様式の弾力化が図られていることから、基本的に変更は行わないこととする。
- (3) 栄養成分表示については、様式 1 とは別面に一括して表示することができる。  
(詳細については栄養表示調査会において議論) に関して :

- ・ 表示レイアウト及び文字の大きさについては第 4 回加工食品の表示に関する調査会（3/20）より議論が進められているが、まずは、現行のルール（表示レイアウト）、商品の実態の分析とレビューが必要なのではないか。  
※ 全体像を示す中で何が問題なのかを示すべき。
- ・ 表示レイアウトについて、この調査会では JAS 法で規定されるレイアウトについて決めようとしているが、栄養表示に係るレイアウトに関してはいままでも義務事項ではなかったことから、新たに加えられることになる。表示全体のスペースを考えると、JAS 法で規定されるレイアウト、栄養成分表示に係るフォーマットならびにそれら文字サイズなど最初に決めないとバランスを欠いた議論になってしまう。



アメリカにおけるクッキーの事例

(11 ページ) 表示可能面積が 30cm<sup>2</sup>以下の表示例

表示可能面積が 30cm<sup>2</sup>以下であっても、以下の表示例から、義務表示事項（「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「食品関連事業者」、「アレルゲン」）の表示は可能であると考えられる。

- ・表示可能面積が 30cm<sup>2</sup>以下の表示に関して議論が進められようとしているが、提案の実行性を確認するため、まずはどのような商品群が流通しているのか、また、今回の提案項目がもれなく書ききれるのか確認しなくてはならない。
- ・11 ページの表示例が示されているが、商品名などの記載を考えるとかなり余裕がないのではないかと。

(5 ページ) 新基準の考え方（案）

「食品添加物以外の原材料と食品添加物は、違いを明確にするために区別できるようにする」に関して

- ・第 4 回加工食品の表示に関する調査会（3/20）においては「違いを明確にするために区切り（例「/」「:」等）を記載する」としていたが、今回の提案では「区分できるようにする」と書きぶりにかわっている。
- ・現行の決まりごとに加え、区切りを記載するのであれば、この提案だけでも表示事項に関する義務事項が変更されることとなり、実態をふまえた上でこの有用性を説明しなくてはならない。

以上